

## 獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会 慶弔見舞金規程

### 第 1 章 総 則

#### (目 的)

第 1 条 この規程は、獨協医科大学アイスホッケー部 OB 会が会員に対する慶弔見舞金の支給について定めるものである。

#### (種類と支給範囲)

第 2 条 慶弔見舞金の種類及び支給範囲は次のとおりとする。

- (1) 正会員及び名誉会員が叙勲又は教授に就任した場合は祝金を支給する。
- (2) 正会員が診療所・病院又は介護施設等を開設した場合は祝金を支給する。
- (3) 正会員が診療所・病院又は介護施設等の理事長、管理者に就任した場合は祝金を支給する。
- (4) 正会員が結婚する場合は祝金を支給する。
- (5) 正会員または、その配偶者が出産した場合は祝金を支給する。
- (6) 正会員及び名誉会員の配偶者と父母・子供が死亡した場合は弔慰金を支給する。(但、配偶者の父母は除くものとする。)
- (7) (6) に関連して弔花供物料を本規定により支給する。
- (8) (4) についての祝金の支給は、一度限りとする。

#### (申請の方法と申請期限)

第 3 条 この規程により慶弔見舞金を受けようとする者は、本会の事務局を通じ 6 か月以内に会長に申請し承認を得なければならない。

### 第 2 章 叙勲祝金と教授就任祝金

#### (受給資格と支給額)

第 4 条 正会員及び名誉会員が叙勲又は教授に就任した場合は会長判断にて祝金を支給する。

- (1) 叙勲した場合 50,000 円
- (2) 教授に就任した場合 30,000 円

### 第 3 章 開業祝金

#### (受給資格と支給額)

第 5 条 正会員が診療所・病院又は介護施設等を開設したときは祝金を支給する。

- (1) 正会員 10,000 円

#### 第4章 理事長・院長(管理者)・施設長等就任祝金

(受給資格と支給額)

第6条 正会員が診療所・病院又は介護施設等の理事長・院長(管理者)に就任したときは、次のとおり祝金を支給する。

- (1) 正会員 10,000円

#### 第5章 結婚祝金

(受給資格と支給額)

第7条 正会員が結婚したときは、次のとおり祝金を支給する。

- (1) 正会員 10,000円

#### 第6章 出産祝金

(受給資格と支給額)

第8条 正会員及びその配偶者が出産したときは祝金を支給する。

- (1) 第1子 5,000円  
(2) 第2子以降 3,000円

(受給者の競合)

第9条 祝金の支給を受ける者同士が婚姻関係にある正会員の場合は、世帯主に対して支給する。

#### 第7章 死亡弔慰金

(弔慰金の支給額)

第10条 正会員及び名誉会員とその配偶者並びに一親等以内の同居家族が死亡した場合は、次のとおり死亡弔慰金を支給する。

- (1) 本人が死亡した場合 30,000円  
(2) 配偶者が死亡した場合 20,000円  
(3) 一親等以内の家族が死亡した場合 10,000円  
ただし、死産及び出生後1週間以内に死亡したときは、5,000円とする。

(弔花供物料の支給内容)

第11条 前条の他として弔花供物料を次のとおり定める。

- (1) 本人が死亡した場合 弔花一基及び弔電  
(2) 配偶者が死亡した場合 弔花一基及び弔電  
(3) 一親等以内の家族の場合 弔花一基及び弔電

2. 弔花供物については原則として現物支給とする。

## 第8章 その他事項

(その他)

第12条 このOB会慶弔規程以外で同窓会活動において必要であると判断される慶弔事項が生じたときは、理事会にて検討の上、会長の承認を以って対応する。

この慶弔規程は、平成17年3月19日より施行する。

この慶弔規程は、平成26年3月15日より施行する。